

# ○小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱

(平成17年 5月15日)

## 小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、民生部門における温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を推進するため、住宅用太陽熱利用システムを設置する者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽熱利用システム 太陽熱を利用した自然循環型又は強制循環型の温水機器をいう。
- (2) 家庭用燃料電池システム 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステムをいう。
- (3) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅をいう。

(補助金の種類等)

**第3条** 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 この要綱に規定する補助事業は、小田原市再生可能エネルギー事業奨励金の交付の対象外とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が本市の市税に滞納がある場合は、補助の対象としない。
- 4 エネルギー政策推進課長は、補助を受けようとする者の同意を得た上で、市税総務課長に対し、その者の個人情報を提供し、市税に滞納があるか否かを確認するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は次に掲げる団体に該当する場合は、補助の対象としない。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 法人にあっては、代表者、又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 6 市長は、補助を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の個人情報を提供し、前項に定めるもののいずれかに該当するか否かを確認するものとする。
- 7 市長は、交付の決定を受けた者が、第3項又は第5項に定めるものに該当することとなったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の申請)

**第4条** 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項の規定による交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

2 この要綱に規定する補助金の交付決定を受けた者は、同一年度内において、同一の種類の補助金に係る交付の申請を2回以上行うことはできない。

(交付条件)

**第5条** 規則第6条第1項の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(変更等の承認)

**第6条** 前条第1号又は第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りではない。

- (1) 氏名又は名称の変更
- (2) 連絡先の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更であると認めるもの

2 市長は前項の承認をしたときは、申請者に小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

3 申請者は、第1項ただし書の規定による軽微な変更をしたときは、遅滞なく、軽微な変更届(様式第4号)によりその旨を市長に届け出なければならない。

(決定通知書)

**第7条** 規則第7条の規定による補助金交付決定通知書の様式及び交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

(申請の取下げのできる期間)

**第8条** 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

(交付決定取消通知等)

**第9条** 規則第9条第3項又は第16条第4項の規定による交付決定の全部若しくは一部の取消又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付決定(一部)取消・変更通知書(様式第6号)によるものとする。

(補助金の交付)

**第10条** 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

(実績報告)

**第11条** 規則第13条の規定による実績報告書の様式は、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金実績報告書(様式第7号)によるものとし、当該報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(協力)

**第12条** 市長は、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という)に対し、必要に応じて

利用状況等のデータの提供その他協力を求めることができる。

(財産の処分の制限)

**第13条** 規則第18条ただし書きの規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により市長が定める財産の種類は、別表のとおりとする。

2 補助事業者は、規則第18条の承認を受けようとするときは、財産の処分の制限に係る承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、補助事業者に対し、財産の処分の制限に係る承認通知書(様式第9号)を交付するものとする。この場合において市長は、必要に応じて条件を付することができる。

4 補助事業者は、前項の承認を受けた財産を処分したときは、財産の処分の制限に係る報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

**第14条** 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業完了日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(届出事項)

**第15条** 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(補助金の返還)

**第16条** 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、その者から交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第5項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 第13条第3項後段に規定する条件を付したとき。

(4) 規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項及び規則17条第1項の規定に基づく補助金の返還を決定したときは、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金返還命令通知書(様式第11号)を交付するものとする。

(実施細則)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成17年5月15日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

2 小田原市低公害車導入補助金交付要綱(平成10年4月1日制定)及び小田原市住宅用太陽光発電システム整備費補助金交付要綱(平成12年5月15日制定)は、廃止する。

**附 則** (平成18年4月1日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年5月31日)

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

別表（第3条～第5条、第7条、第10条、第11条、第13条関係）

1 住宅用太陽熱利用システム補助金

補助金交付の目的		住宅用太陽熱利用システムの設置者に対して補助金を交付することにより、市民の環境にやさしいエネルギーの利用を促進するとともに、地球温暖化防止に向けて市民の意識の高揚を図ることを目的とする。
補助対象者		自ら居住又は居住を予定している市内の住宅に住宅用太陽熱利用システム(次に掲げる全ての要件を満たすものに限る。)を設置する個人とする。ただし、事業の用に供するために設置する事業者を除く。 (1) 設置前において使用に供されたものでないこと。 (2) 一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであること。
補助対象事業		1 自ら居住する市内の住宅へ住宅用太陽熱利用システムを設置すること。(当該年度の交付決定日以降に住宅用太陽熱利用システムの設置工事に着手するもの限り、共同住宅にあっては、作り出した熱を自ら居住する部分へ供給するものに限る。) 2 建売住宅供給者等から自ら居住するための新築の住宅用太陽熱利用システム付きの住宅を購入すること。(当該年度の交付決定日以降に当該住宅が引渡されるもの限り、共同住宅にあっては、作り出した熱を自ら居住する部分へ供給するものに限る。)
補助金額		自然循環型の住宅用太陽熱利用システム1件につき4万円、強制循環型については1件につき8万円とする。
交付申請書	様式	様式第1号(その1)
	提出期限	住宅用太陽熱利用システムの設置工事に着手する前又は住宅用太陽熱利用システム付きの住宅を購入する前
	添付書類	1 機器の購入、設置場所及び工事期間が確認できる工事請負契約書、システム構成機器売買契約書又は住宅売買契約書の写し 2 設置する住宅用太陽熱利用システムの概要がわかる書類(仕様書等) 3 (申請時に市外に住民登録がある場合)住民票 4 その他市長が必要と認める書類

補助金交付決定通知書様式		様式第 5 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 7 号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該事業の費用を支払ったことがわかる書類の写し</li> <li>2 住宅用太陽熱利用システムの設置後の写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の全体</li> <li>・住宅用太陽熱利用システムの全体（自然循環型については集熱器及び貯湯槽、強制循環型については集熱器、貯湯槽及び蓄熱槽）</li> <li>・システムを構成する機器の型式及び製造番号がわかる写真</li> </ul> </li> <li>3 住宅用太陽熱利用システムの設置完了日以降に、当該住宅に居住していることを示す住民票</li> <li>4 設置した住宅用太陽熱利用システムの型式、製造番号等が確認できる書類（保証書）の写し</li> <li>5 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
	提出期限	設置完了日から起算して 1 か月を経過した日、又は設置完了日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い日
補助金の交付の時期		実績報告書提出後 1 か月以内
財産の処分の制限		補助事業の対象となった住宅用太陽熱利用システムについては、設置完了日から起算して、5 年以上所有し、使用しなければならない。（住宅用太陽熱利用システム付きの住宅を購入した場合は、その住宅に住民異動した日から、5 年以上所有し、使用しなければならない。）

## 2 家庭用燃料電池システム補助金

補助金交付の目的	家庭用燃料電池システムの設置者に対して補助金を交付することにより、家庭用燃料電池システムの普及促進を図り、地球温暖化防止に向けて市民の意識の高揚を図ることを目的とする。	
補助対象者	<p>自ら居住又は居住を予定している市内の住宅に家庭用燃料電池システム(次に掲げる全ての要件を満たすものに限る。)を設置する個人とする。ただし、事業の用に供するために設置する事業者を除く。</p> <p>(1) 設置前において、使用に供されたものでないこと。</p> <p>(2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が指定するものであること。</p> <p>(3) 電力会社と低圧電線路連系契約又は電力受給契約を締結していること。</p>	
補助対象事業	<p>1 自ら居住する市内の住宅へ家庭用燃料電池システムを設置すること。(当該年度の交付決定日以降に家庭用燃料電池システムの設置工事に着手するもの限り、共同住宅にあつては、発電した電力及び熱を自ら居住する部分へ供給するものに限る。)</p> <p>2 建売住宅供給者等から自ら居住するための新築の家庭用燃料電池システム付きの住宅を購入すること。(当該年度の交付決定日以降に当該住宅の引渡し及び電力会社との低圧電線路連系契約、又は電力受給契約を締結するもの限り、共同住宅にあつては、発電した電力及び熱を自ら居住する部分へ供給するものに限る。)</p>	
補助金額	家庭用燃料電池システム1件につき5万円とする。	
交付申請書	様式	様式第1号(その1)
	提出期限	家庭用燃料電池システムの設置工事に着手する前又は家庭用燃料電池システム付きの住宅を購入する前
	添付書類	<p>1 機器の購入、設置場所及び工事期間が確認できる工事請負契約書、システム構成機器売買契約書又は住宅売買契約書の写し</p> <p>2 設置する施設の概要がわかる書類(燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号が明記されている仕様書等)</p> <p>3 (申請時に市外に住民登録がある場合)住民票</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>
補助金交付決定通知書様式	様式第5号	

交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第7号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該事業の費用を支払ったことがわかる書類の写し</li> <li>2 家庭用燃料電池システムの設置後の写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用燃料電池システムの全体（燃料電池ユニット及び貯湯ユニット）</li> <li>・燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号及び製造番号がわかる写真</li> </ul> </li> <li>3 電力会社と低圧電線路連系契約又は電力受給契約を締結していることを証する書類の写し</li> <li>4 家庭用燃料電池システムの設置完了日以降に、当該住宅に居住していることを示す住民票</li> <li>5 設置した家庭用燃料電池システムの品名番号、製造番号等が確認できる書類（保証書等）の写し</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
	提出期限	設置完了日から1か月を経過した日、又は設置完了日の属する年度の3月末日のいずれか早い日
補助金の交付の時期		実績報告書提出後1か月以内
財産の処分の制限		補助の対象となった家庭用燃料電池システムは、設置完了日から起算して、6年以上所有し、使用しなければならない。（家庭用燃料電池システム付きの住宅を購入した場合は、その住宅に住民異動した日から、6年以上所有し、使用しなければならない。）

### 3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金

補助金交付の目的		<p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築、新築建売住宅のネット・ゼロ・エネルギーハウスの購入、又は既築住宅のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスへの改修（以下「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築等」という。）をする者に対して補助金を交付することにより、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの普及促進を図り、地球温暖化防止に向けて市民の意識の高揚を図ることを目的とする。</p>
補助対象者		<p>一般社団法人環境共創イニシアチブの実施する平成28年度住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（以下「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」という。）の交付決定を受け、自ら居住し、又は居住を予定しているネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築等をする個人とする。</p>
補助対象事業		<p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築等をする者がネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築等をするに当たり、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業の要件を満たす次の設備のうち市長が別に定めるもの（以下「補助対象設備」という。）を導入すること。</p> <p>(1) 空調設備  (2) 給湯設備  (3) 換気設備（24時間換気に係るもの）  (4) 照明設備  (5) 創エネルギーシステム  (6) エネルギー計測装置</p>
金額		<p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス1件につき10万円とする。</p>
交付申請書	様式	<p>様式第1号(その2)</p>
	提出期限	<p>補助対象設備の導入工事に着手する前又は補助対象設備が導入された住宅を購入する前。</p>
	添付書類	<p>1 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業の各種書類の写し（交付申請書、実施計画書、交付決定通知書）  2 補助対象設備の購入、設置場所及び工事期間が確認できる工事請負契約書、システム構成機器売買契約書又は住宅売買契約書の写し  3（申請時に市外に住民登録がある場合）住民票  4 その他市長が必要と認める書類</p>
補助金交付決定通知書様式		<p>様式第5号</p>

交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第7号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該事業の費用を支払ったことがわかる書類の写し</li> <li>2 補助対象事業の実施が確認できる写真</li> <li>3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業の補助金確定通知書の写し</li> <li>4 補助対象設備が設置された住宅に居住していることを示す住民票</li> <li>5 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
	提出期限	設置完了日の属する年度の3月末日
補助金の交付の時期		実績報告書提出後1か月以内
財産の処分の制限		<p>補助対象者は、補助対象設備を5年以上(補助対象設備が設置された住宅を購入した場合にあっては、当該住宅の所在地に住民登録を異動した日から5年以上)所有し、使用しなければならない。</p>

様式第1号(その1) (第4条関係)

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付申請書

(住宅用太陽熱利用システム補助金・家庭用燃料電池システム補助金)

年 月 日

小田原市長 様

(申請者) 郵便番号 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 ふりがな \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生  
 性別 \_\_\_\_\_ 男 ・ 女 \_\_\_\_\_

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 対象事業  住宅用太陽熱利用システム (強制循環型・自然循環型)  
 家庭用燃料電池システム
- 2 設置場所 小田原市
- 3 事業の区分 新築 ・ 建売 ・ 既築
- 4 事業の着手及び完了の予定期日 着手予定日： 年 月 日  
 完了予定日： 年 月 日
- 5 補助対象経費内訳

項目	金額 (円)	備考
税抜小計 (A)		
税抜小計 (B)		
税抜合計 (A+B)		
消費税		
総計		

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本申請書に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することに同意します。㊟

また、市税納付状況を確認するため、本申請書に記載された情報を市税総務課に照会することに同意します。㊟

(表面)

様式第1号(その2) (第4条関係)

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付申請書

(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金)

年 月 日

小田原市長 様

(申請者) 郵便番号 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
ふりがな \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_<sup>印</sup>  
電話番号 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_年 月 日生  
性別 男 ・ 女 \_\_\_\_\_

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 対象事業 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス
- 2 設置場所 小田原市
- 3 事業の区分 新築 ・ 建売 ・ 改修
- 4 事業の着手及び完了の予定期日 着手予定日： 年 月 日  
完了予定日： 年 月 日
- 5 補助対象内訳

(1) 空調設備 金額総計 \_\_\_\_\_ 円

種類	メーカー名	型番

(2) 給湯設備 金額総計 \_\_\_\_\_ 円

種類	メーカー名	型番

(裏面)

(3) 換気設備 (24時間換気に係るもの) 金額総計 \_\_\_\_\_ 円

種類	メーカー名	型番

(4) 照明設備 (導入するものに「☑」印) 金額総計 \_\_\_\_\_ 円

LED 照明       蛍光灯 (インバータタイプで100 (lm/W))

(5) 創エネルギーシステム 金額総計 \_\_\_\_\_ 円

種類	メーカー名	型番	公称最大出力の合計
			kW

(6) エネルギー計測装置 金額総計 \_\_\_\_\_ 円

種類	メーカー名	型番

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本申請書に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することに同意します。㊦

また、市税納付状況を確認するため、本申請書に記載された情報を市税総務課に照会することに同意します。㊦

様式第2号（第6条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 郵便番号

住所又は所在地

ふりがな

氏名又は名称

㊟

電話番号

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更等の承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 補助金の種類

2 交付決定日及び交付決定番号 年 月 日 第 号

3 申請の区分 変更 ・ 中止 ・ 廃止

4 申請の内容

変更等前	
変更等後	

5 変更等の理由

様式第3号（第6条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金に係る事業の変更等について、次のとおり承認をしたので、通知します。

- 1 補助金の種類
- 2 交付決定日及び交付決定番号 年 月 日 第 号
- 3 承認の内容

様式第4号 (第6条関係)

軽微な変更届

年 月 日

小田原市長 様

申請者 郵便番号

住所又は所在地

ふりがな

氏名又は名称

㊞

電話番号

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金に係る事業について次のとおり変更をしたので、届け出ます。

1 補助金の種類

2 交付決定日及び交付決定番号 年 月 日 第 号

3 変更の内容

変更前	
変更後	

4 変更の理由

様式第5号（第7条関係）

（表面）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金について、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 交付決定額 円
- 3 交付対象となる事業の内容

年 月 日付け小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付申請書  
記載のとおりとする。

(裏面)

(交付の条件)

- 1 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 規則及び要綱の定めに従うこと。

(変更等の承認)

- 1 補助事業の変更等の承認を受けようとする場合は、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認申請書(様式第2号)に根拠書類を添付して市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称の変更

(2) 連絡先の変更

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか市長が軽微な変更と認める事項

- 2 軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(申請の取下げ)

- 1 交付申請の取下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過する日までとする。

(交付の決定の取消し)

- 1 市長は、交付の決定を受けた者が、要綱第3条第3項又は第5項各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付決定を取り消すことができる。

(報告等)

- 1 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて利用状況のデータの提供その他協力を求めることができる。

(財産の処分の制限)

- 1 住宅用太陽熱利用システムについては、設置完了日から起算して、5年以上所有し、使用しなければならない。(住宅用太陽熱利用システム付きの住宅を購入した場合は、その住宅に住民異動した日から、5年以上所有し、使用しなければならない。)
- 2 家庭用燃料電池システムについては、設置完了日から起算して、6年以上所有し、使用しなければならない。(家庭用燃料電池システム付きの住宅を購入した場合は、その住宅に住民異動した日から、6年以上所有し、使用しなければならない。)
- 3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスについては、補助対象設備を5年以上(補助対象設備が設置された住宅を購入した場合にあっては、当該住宅の所在地に住民登録を異動した日から5年以上)所有し、使用しなければならない。

(書類の整備保管)

- 1 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備保管しておかななければならない。
- 2 証拠書類は、当該補助事業完了日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

- 1 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 要綱第3条第5項各号のいずれかに該当したとき。
  - (3) 要綱第13条第3項に規定する承認をしたとき。
  - (4) 規則及び要綱に違反したとき。

様式第6号（第9条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付決定（一部）取消・変更通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の交付を取り消しましたので、通知します。

1 補助金の種類

2 交付決定日及び交付決定番号 年 月 日 第 号

3 その他

様式第7号（第11条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金実績報告書

年 月 日

小田原市長 様

(申請者) 郵便番号

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 \_\_\_\_\_

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の交付の決定を受けた事業について、次のとおり報告します。

1 補助金の種類

2 交付決定日及び交付決定番号 年 月 日 第 号

3 交付決定額 円

4 設置場所

小田原市

5 完了日 年 月 日

6 小田原市以外の補助金受領の有無

有り（ 円） ・ 無し

様式第8号（第13条関係）

財産の処分の制限に係る承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

(申請者) 郵便番号

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の補助事業について、財産の処分の制限に係る承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 財産の内容

(1) 補助金の種類

(2) 交付決定年月日及び交付決定番号

年 月 日 第 号

(3) 補助金額

円

2 処分の方法及び理由

様式第9号（第13条関係）

財産の処分の制限に係る承認通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の補助事業について、財産の処分の制限に係る承認をしたので、次のとおり通知します。

1 財産の内容

(1) 補助金の種類

(2) 交付決定年月日及び交付決定番号

年 月 日 第 号

(3) 補助金額

円

2 承認の条件

様式第10号 (第13条関係)

財産の処分の制限に係る報告書

年 月 日

小田原市長 様

(報告者) 郵便番号

住所又は所在地

ふりがな

氏名又は名称

電話番号

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ ㊞

\_\_\_\_\_

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の補助事業の財産を処分したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 承認日及び承認番号 年 月 日 第 号

2 処分した財産

3 処分の方法

4 処分した日 年 月 日

様式第 1 1 号 (第 1 6 条関係)

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金返還命令通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

次の小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の補助事業について、補助金の返還を命ずる。

- 1 補助金の種類
- 2 交付決定年月日及び交付決定番号  
年 月 日 第 号
- 3 返還額  
円
- 4 返還理由
- 5 納入期限  
年 月 日